

基本取引条件

買い主（以下甲という）と日本フェルスター株式会社（以下乙という）は、甲から乙に対して発注される目的物に関わる甲乙間の売買取引について、以下の条件に従うものとする。



第1条（目的物の定義）

本取引において、目的物とは、乙が甲に納入する商品をいう。目的物には甲の委託に基づき乙が製作する（加工・据付けを含む。以下同じ）もの及び乙が第三者から調達するもののいずれも含む。

第2条（基本取引及び個別契約）

1. 目的物の品名、規格、数量、価格、引渡条件、代金支払条件その他売買について必要な事項は、本取引に定めるものを除き、個々の売買取引の際に甲乙間で締結する個別契約をもって定める。

2. 甲乙間で交わされる個別契約に本取引と相反する内容が存在する場合、個別契約が優先する。

3. 甲または乙は、個別契約の内容を変更する必要があるが生じた場合は、相手方と協議の上、その同意を得て、個別契約を変更することができる。この場合、当該個別契約に係わる注文書等も訂正するか、又は新たにこれらの書面を作成する。

第3条（納入）

1. 乙は、個別契約に定めた納入期日に、甲の指定する場所に目的物を持参または送付して納入する。

2. 甲は、乙より納入を受ける都度、目的物の受領を証する書面を乙に交付する。

3. 乙は、納入期日に目的物の全部または一部を納入できない事情が生じたとき又はそのおそれのあるとき（天変地異、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故など不可抗力を含む）は、直ちにその理由及び納入可能時期等を甲に申し出る。これについて甲乙協議の上、新たな納入日及び対策を決定し実施する。

第4条（受入検査と検収）

1. 甲は、乙より目的物の納入を受領後、速やかに受入検査を行い、合格した目的物を受け入れる（以下、この受け入れを「検収」という）。受入検査で不合格になった目的物については、甲はその旨を直ちに書面により乙に通知する。

2. 前項の定めに係わらず、個別契約において受入検査の省略を決めた場合、甲は、乙が納入した目的物を直ちに受領し、これをもって検収とする。

3. 検収の結果、不合格となった目的物については、乙が乙の負担で速やかに引き取り、代替品を納入する。また、目的物の数量不足だった場合は、追加納入をする。

4. 据付済み商品の業務上の使用に影響しない軽微な欠陥または規格外れは、受領証に記載されるものとするが、受領の障害または一時停止とはならない。乙はかかる欠陥を可及的速やかに修復することを保証する。

第5条（所有権及び危険負担の移転）

1. 目的物の所有権は、代金の支払いをもって乙から甲に移転する。

2. 危険負担は、本目的物の納入時に乙から甲に移転する。

第6条（ソフトウェア）

利用可能とされたソフトウェアは、甲の使用のために特に開発されたか否かに関わらず、甲の財産とはならない。商品、ソフトウェア、文書または本書により提供された一切のデータに存する知的財産権は、非排他的に当該商品を使用する場合にのみかかる知的財産を使用する権利以外には、付与されない。

第7条（書類の使用と所有権）

使用上の説明または広告用としての機能を果たすことを意図する場合を除き、乙の商品およびその保守に関する全ての技術情報は、乙の著作権で保護された乙の所有財産で、乙に帰属する資産であり、乙の事前の書面による同意なしに、使用または複写、複製、第三者に対して送信または通信してはならない。

第8条（瑕疵担保）

1. 検収後1年以内に甲が当該目的物に瑕疵を発見した場合、甲は直ちにこれを乙に通知し、乙は乙の負担で速やかに当該目的物の修理又は代替品の納入を行う。但し、当該瑕疵の原因が甲の責に帰すべきものである場合はこの限りでない。

2. 前項の期間が経過した後甲が目的物に瑕疵を発見し当該目的物の修理又は交換が必要となった場合は、その対応について甲乙協議の上、当該瑕疵が乙の過失（納入以前）に起因することが明らかな場合を除いて、乙は当該目的物を有償で修理又は交換する。

第9条（製造物責任）

1. 乙が甲に納入した目的物の欠陥に起因して、甲及び第三者がケガをし、甲及び第三者の物を壊したことによる法律上の賠償責任が発生した場合、乙はその損害を賠償する。

2. 乙が甲に納入した目的物を組み込んだ甲の製品が何らかの欠陥により第三者に損害を与えた場合、その原因と対策について甲乙協力して調査し協議する。この場合乙が賠償すべき損害の範囲は、乙の納入した当該目的物が甲の当該製品に寄与した割合に応じるものとする。

3. 前1、2項の定めに係わらず、当該損害が、甲から乙への貸与図面、仕様書に従い製造することによって生じた当該目的物の欠陥に起因するもので、欠陥を生じたことに乙の製造上の過失が無い場合は、乙は損害賠償の責を免れる。

4. 甲と乙は、目的物に欠陥が発生したこと又は発生する可能性があることを知ったときは、直ちに相手方に通知し、損害拡大の防止と損害を未然に防ぐ手段を相互協力の上遅滞なく講じる。

第10条（支払）

目的物の代金の支払方法及び支払期日については、甲乙協議の上これを定め、個別契約に明記する。乙の見積りに具体的な期間が記載されていない場合、支払いは、甲による商品の受け入れ承認後、30日以内の現金振込となる。

甲は、天災その他やむを得ない事由による場合を除き、支払期日までに代金の全部又は一部を支払うことができないときは、その旨を遅滞なく乙に通知した上、支払期日の翌日から実際に支払を行う日までの期間について、未払金に対し年利14.6%を乗じた額を遅延損害金として乙に支払う。

第11条（相殺）

甲が乙に対し、本商品の返品、代金の減額その他により債権を有する場合、甲は、これら債権と本取引又は個別契約に基づき乙に対して負担する債務とをその債務の弁済期が到来すると否とにかかわらず、甲乙の合意により、随時対当額で相殺できる。

第12条（秘密保持）

甲及び乙は、本取引及び個別契約の履行に際し、本取引及び個別契約の内容及び取引上相互に知り得た相手方の営業上及び技術上の情報を秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。当該情報は、相手方より貸与した、又は相手方より提出した仕様書、図面等も含む。但し、当該情報が次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 相手方から開示を受けたときに、既に自ら所有していたもの
- (2) 相手方から開示を受けたときに、既に公知又は公用であったもの
- (3) 相手方から開示を受けた後に、自らの責任に帰すべき事由によらずに公知・公用となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を伴わず合法的に開示を受けたもの

第13条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、書面による相手方の承諾を事前に得た場合を除き、本取引又は個別契約から生じる権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

第14条（契約解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本取引又は個別契約に違反したと判断したときは、書面をもって契約の履行を催告し、相当の期間を経過しても契約が履行されないときは、本取引及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

2. 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、相手方に対して通知、催告を要せず、直ちに本取引及び個別契約の全部又は一部を解除できる。尚、この場合損害賠償権の行使が妨げられるものではない。契約を解除された側が相手方に対して負担する債務がある場合、解除された側は一切の債務の履行につき期限の利益を喪失し、直ちに債務の全額を相手方に弁済しなければならない。

- ① 自ら振り出し、引き受け又は裏書きした手形又は小切手を不渡りにし、又は金融機関から取引停止処分を受けたとき。
- ② 第三者より仮差押え・仮処分・差押え・強制執行等の債権保全処分を受け、又は公売処分・公租公課の滞納処分を受けたとき。
- ③ 破産・特別清算・民事再生手続又は会社更生手続開始の申し立てがあったとき。
- ④ 監督官庁より営業停止処分又は営業免許もしくは営業登録の抹消処分を受けたとき。
- ⑤ 解散決議、合併決議、又は営業の全部もしくは重要な一部の譲渡決議をしたとき。

3. 甲及び乙は、相手方が契約の解除を受けたとき、これにより被った直接かつ実際に生じた損害の賠償を相手方に請求することができる。

第15条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、両者間の全ての取引から反社会的勢力を排除するため次の各号を遵守する。

1. 甲及び乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋など）ではなく、かつ、反社会的勢力であったことがなく、過去・現在を通じて反社会的勢力となつたりもししくは関わりがないこと。

2. 甲及び乙は、自らの業務に関して、その名目の如何に係らず、反社会的勢力を利用し取引を行うなどの関係を一切有しておらず、今後も反社会的勢力を利用し取引を行うなどの関係を持つ意図を有していないこと。

3. 甲及び乙は、反社会的勢力に対して資金等を提供したり、又は便宜を供与するなどの行為をしないこと。

4. 甲及び乙は、甲乙間の取引に反社会的勢力が関係し、またその恐れがあるような情報入手したときには、直ちに相手方に当該情報を開示し情報を共有することなどを通じて、甲乙間の全ての取引から反社会的勢力を排除することに努める。

5. 甲又は乙は、相手方が上記4項目のいずれかに違反した場合、相手方に対し書面をもって一定の期間を定めた催告をし、当該期間経過後も違反状態が是正されない場合には、甲乙間の取引に関する一切の契約の全部または一部を解除できる。また、当該違反により相手方に損害を与えた場合、違反当事者はその損害の全てを賠償しなければならず、かつ、違反当事者は解除された契約により自らの側に生じる損害について相手方に対し損害賠償を請求することができない。

第16条（損害賠償）

本文書により購入された全商品は、乙の書面による指示に従い、かつ、商品の使用目的に従い、安全かつ合理的な方法で、資格を有する者によってのみ操作されることに、甲は合意する。乙は、人身の傷害および供給された商品に対する、直接かつ重大な損害にのみ責任を負い、乙は、かかる傷害または損害が乙の証明された過失の直接の結果とされる範囲内で、甲に対して補償を行う。乙は、乙が以上に定義される明示的に責任を引き受けたもの以外の損害または損失に対しては、責任を負わず、かつ、乙の責任には、いかなる場合でも、派生的またはその他の特別または間接または懲罰的損害、もしくは、特許責任または特許補償を含む、いかなる性格の損失、いかなる原因の損失も含まれない。

第17条（合意管轄）

甲及び乙は、本取引又は個別契約に起因して紛争が生じた場合、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所をもって管轄裁判所とすることに合意する。

第18条（残存義務）

甲及び乙は、次の各条項に関しては一定期間の義務責任を負う。

1. 第12条に定める秘密保持義務（5年）

以上